

長久手市国民健康保険税条例の一部改正(案)について

別紙1

国民健康保険事業の健全な運営を図るため、国民健康保険税の基礎課税額等を次のとおり改めます。

1 基礎課税額

	改正前	改正後		
		増減	伸率	
所得割額	4.30 %	4.73 %	0.43 %	10.0%
資産割額	12.00 %	- %	- %	-
均等割額	18,000 円	19,600 円	1,600 円	8.9%
平等割額	18,800 円	18,300 円	-500 円	-2.7%
課税額	612,635,100 円	606,714,300 円	-5,920,800 円	-1.0%

2 後期高齢者支援金等課税額

	改正前	改正後		
		増減	伸率	
所得割額	1.20 %	1.41 %	0.21 %	17.5%
資産割額	3.00 %	- %	- %	-
均等割額	5,000 円	5,800 円	800 円	16.0%
平等割額	5,200 円	5,500 円	300 円	5.8%
課税額	173,500,200 円	183,877,900 円	10,377,700 円	6.0%

3 介護納付金課税額

	改正前	改正後		
		増減	伸率	
所得割額	0.80 %	1.03 %	0.23 %	28.8%
資産割額	1.00 %	- %	- %	-
均等割額	5,000 円	6,100 円	1,100 円	22.0%
平等割額	4,500 円	4,600 円	100 円	2.2%
課税額	53,453,200 円	62,402,600 円	8,949,400 円	16.7%

4 合計

	改正前	改正後		
		増減	伸率	
所得割額	6.30 %	7.17 %	0.87 %	13.8%
資産割額	16.00 %	- %	- %	-
均等割額	28,000 円	31,500 円	3,500 円	12.5%
平等割額	28,500 円	28,400 円	-100 円	-
課税額	839,588,500 円	852,994,800 円	13,406,300 円	1.6%
被保険者数	9,373 人	9,314 人		
1人あたり税額	89,575 円	91,582 円	2,007 円	2.2%